

職員の常勤確認について

平成18年7月1日施行
 平成23年4月1日改定
 平成24年7月1日改定
 平成28年4月1日改定
 令和元年5月1日改定
 令和3年4月1日改定
 令和4年4月1日改定

技術職員等の常勤確認については、経営事項審査では「**審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者**」、技術者登録では「登録日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的雇用条件がある者」が対象となります。

技術職員等の「常勤確認資料一覧」

(技術職員名簿、CPD単位を取得した技術者名簿、技能者名簿及び建設業に従事するその他職員等確認票並びに技術者登録)

○被雇用者の場合

原則として「**雇用保険被保険者資格喪失届**」及び「**社会保険の標準報酬決定通知書・資格取得確認通知書**」で確認します。

ただし、保険加入の適用除外などの理由で上記資料の提出が困難な場合は、原則として「雇用保険被保険者資格喪失届」及び下記一覧のうち優先順位2Bから6までのいずれか1つの資料を提出してください。

なお、同じ優先順位の資料2つでは認められません。

※「★」マークの条件は、経営事項審査に係る技術職員の事前確認のみに適用されます。

※下記の書類は必ず提出時に**原本から直接コピーしたものを提出し、用紙の中心にコピーするように(コピーした内容が欠けていないか注意)してください。**また、**個人番号(マイナンバー)が記入されている場合、黒塗り(原本に付箋紙を貼ってコピー等)してください。**

優先順位	種類	適用
1	雇用保険被保険者資格喪失届 (雇用保険資格喪失確認通知書) ※個人番号(マイナンバー)が記入されている場合、黒塗り(原本に付箋紙を貼ってコピー等)すること	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、被保険者区分が「1又は9一般」、「4又は5高年齢」に限る。 ★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること ・ただし「有期契約労働者」「3短期間」の場合については、審査基準日(登録日)を基準として、被保険者となってから1年以上経過しているものは可。 ・基準日の後に離職した者については、「雇用保険資格喪失確認通知書」を提出してください。
2	A 社会保険の標準報酬決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・直近のもの
	B 社会保険の資格取得確認通知書 (資格を取得した被保険者の届出を受けて発行される通知書)	<ul style="list-style-type: none"> ・算定基礎届提出後の雇用者分 ★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること
	B 住民税特別徴収税額通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所名の記載があるもの ・直近のもの
3	健康保険証 <ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会(協会けんぽ) ・国民健康保険組合(同業者の地域健保組合) ・組合管掌健康保険組合(会社単位の健保組合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所名の記載があるもの(建設国保の場合は、加入証明書も必要。) ★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること ・資格取得日が審査基準日の1年以上前である場合は、「優先順位2」の書類を提出すること ・優先順位2Aとの組合せは不可。
4	中退金等の「掛金納付状況票及び退職金試算表」	<ul style="list-style-type: none"> ★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること ・建退共(建設業退職金共済)は不可
5	特定退職金共済制度退職金共済証及び加入証明書	<ul style="list-style-type: none"> ★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること
6	出勤簿	<ul style="list-style-type: none"> ★経営事項審査申請時は審査基準日前の6ヶ月超分が必要 ・技術者登録時は登録日前の3ヶ月分
	タイムカード	
	給与支給明細書	
	源泉徴収簿(賃金台帳)	

その他の常勤確認について

下記の書類の提出時は必ず原本から直接コピーしたものを提出し、用紙の中心にコピーするように（コピーした内容が欠けていないか注意）してください。書類に見切れや不鮮明な部分があると、原本の確認を要します。

○高齢者雇用安定法の継続制度対象者

雇用期間が限定されていても評価対象に含まれますので、「○被雇用者の場合」の提出資料（2つ）に加えて、継続雇用制度の対象者であることを証する書面（常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則）を提出してください。

○後期高齢者等（75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者）

優先順位1、2B、4、5、6のいずれか1つの資料と下記の資料で確認します。

厚生年金保険70歳以上被用者該当届 （対象者を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するとき）	次の要件を全て満たす者 ① 昭和12年4月2日以降に生まれた70歳以上の者 ② 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね4分の3以上の者 ③ 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者
厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届 （7月1日に対象者を雇用しているとき）	

○個人事業主、専従者の場合

所得税確定申告書 （申告書B第一表・第二表）	・ 税務署の受付印のあるもの、または作成した税理士捺印のあるもの ・ 電子申告の場合は受信通知（メール詳細）を添付してください
---------------------------	--

○法人の役員の場合

商業登記簿謄本（写し）を必ず提出することとし、加えて常勤確認資料一覧の優先順位2（社会保険関係・住民税特別徴収関係）及び法人税確定申告書の役員報酬欄を提出してください。なお、出勤簿では確認できません。

○法人の役員の同居家族の場合

健康保険証の写し（資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であるもの）及び優先順位2（社会保険関係・住民税特別徴収関係）を提出してください。

留意事項

- ・ 技術者登録と経営事項審査の事前確認は基本的に別々のものとしてとらえてください。経営事項審査の事前確認を行っているからといって技術者登録されているわけではありません。県に指名願いを提出している方はそれぞれ行ってください。
- ・ 技術者登録は、技術職員が変動した都度行ってください。
- ・ 経営事項審査の事前確認は、審査基準日（決算日）現在のもので年一度行ってください。
- ・ 経営事項審査の事前確認を受ける場合、実務経験証明書、雇用保険の短期者（1年以上は一般扱い）など、期間の定めのある書類を添付する際、必ず審査基準日（決算日）現在で要件を満たしていることが必要です。
- ・ 資料を提出した場合でも、内容によっては、雇用状況等の聞き取り等の口頭での確認及び追加の資料提出をお願いする場合があります。

※提出書類は個人情報保護法に準拠し、当業務以外には使用していません。

技術者登録届出書

(公財) 青森県建設技術センター 御中

令和 年 月 日

(届出者)

〒住所
会社名
代表者氏名
電話
FAX

許可番号

知事許可
大臣許可

--	--	--	--	--	--	--	--

(行政書士等の代理人)

〒住所
代理人氏名
電話
FAX

印

1	区分													
	新規・追加変更・削除	フリガナ									元号	生年月日	(令和R・平成H・昭和S・大正T)	
		技術者氏名									年	月	日	
		有資格コード										雇1		
		業種コード(実務経験、大臣認定及び登録基幹技能者のみ記入)										監理技術者番号		雇2
2	区分													
	新規・追加変更・削除	フリガナ									元号	生年月日	(令和R・平成H・昭和S・大正T)	
		技術者氏名									年	月	日	
		有資格コード										雇1		
		業種コード(実務経験、大臣認定及び登録基幹技能者のみ記入)										監理技術者番号		雇2
3	区分													
	新規・追加変更・削除	フリガナ									元号	生年月日	(令和R・平成H・昭和S・大正T)	
		技術者氏名									年	月	日	
		有資格コード										雇1		
		業種コード(実務経験、大臣認定及び登録基幹技能者のみ記入)										監理技術者番号		雇2
4	区分													
	新規・追加変更・削除	フリガナ									元号	生年月日	(令和R・平成H・昭和S・大正T)	
		技術者氏名									年	月	日	
		有資格コード										雇1		
		業種コード(実務経験、大臣認定及び登録基幹技能者のみ記入)										監理技術者番号		雇2
5	区分													
	新規・追加変更・削除	フリガナ									元号	生年月日	(令和R・平成H・昭和S・大正T)	
		技術者氏名									年	月	日	
		有資格コード										雇1		
		業種コード(実務経験、大臣認定及び登録基幹技能者のみ記入)										監理技術者番号		雇2

(記載要領)

- ① この届出書は、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類に関わらず、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に該当する者について、各々の場合ごとに作成し、1部を持参又は郵送すること。
- ②

--

で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムから文字がはみ出ないように記入すること。
- ③ 「年月日」の欄には、届出年月日を記入すること。
- ④ 「許可番号」の欄には、現在許可を受けている許可番号を記入すること。
(例) 知事許可

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

 「知事許可/大臣許可」については、不要のものを消すこと。
大臣許可

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

 右詰めとし、空のカラムには「0」を記入すること。
- ⑤ 「届出者」欄には、法人である場合には、本店の住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号、FAX番号を記載すること。また、個人である場合は、本店の住所、商号又は名称、事業主氏名、電話番号、FAX番号を記載すること。
「代理人」欄には、届出する建設業者の代理人として行政書士等が手続を行う場合に記入し、委任状を添付すること。
- ⑥ 「区分」は新規・追加変更・削除のいずれか該当するものを○で囲むこと。(各添付書類は「12」を参照)
- ⑦ 「氏名」欄には、姓と名の間を空けずに、左詰で記入し、フリガナも記入すること。なお、新字、旧字体等については、住民票の字体によるものとする。(記入例)

青	森	太	郎
---	---	---	---
- ⑧ 「生年月日」欄には、「元号」のカラムに略号(令和:R 平成:H 昭和:S 大正:T)を記入すること。右詰で記入し、空のカラムには「0」を記入すること。(記入例)

S	2	6	年	0	4	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
- ⑨ 「有資格コード」欄には、別表の技術者資格区分表より該当する「技術者登録コード(2ケタ)」を左側から記入すること。また、**資格を追加・変更する場合は、追加又は変更するコードのみを記入すること。**
(記入例 1級建設機械施工技士、2級土木施工管理技士の資格を有する者の場合)

1	1	1	4				
---	---	---	---	--	--	--	--

※ 2級建築施工管理技士について

… 青森県では、当県発注工事における解体工事施工の可否について区別するため、便宜上、以下の独自コードを設けて技術者登録を行っておりますので、あらかじめ御承知おさください。

21:平成28年度以降に当該資格を取得した者又は平成27年度以前に当該資格を取得した者で、かつ、登録解体工事講習の受講若しくは解体工事業に係る実務経験(1年以上)により解体工事業の技術者の要件を満たすこととなった者

2C:平成27年度以前に当該資格を取得した者で、解体工事業の技術者の要件を満たしていない者

- ⑩ **「業種コード」の欄には、上記有資格コードが「01」～「04」「36」である者のみ記入し、それ以外の者は記入不要。**
建設業法第7条第2号イ(学校等経験者)、法第7条第2号ロ(実務経験者)及び法第15条第2号ハ(国土交通大臣認定者及び指導監督的実務経験者)に該当する者についてのみ、下表のうち該当する業種コードを左側から記入すること。
(記入例 土木一式工事及び舗装工事の実務経験を有する者の場合)

0	1	1	3				
---	---	---	---	--	--	--	--

・業種コード

コード	建設工事の種類	略号	コード	建設工事の種類	略号	コード	建設工事の種類	略号
01	土木一式工事	土	11	鋼構造物工事	鋼	21	熱絶縁工事	絶
02	建築一式工事	建	12	鉄筋工事	筋	22	電気通信工事	通
03	大工工事	大	13	舗装工事	舗	23	造園工事	園
04	左官工事	左	14	しゆんせつ工事	しゆ	24	さく井工事	井
05	とび・土工・コンクリート工事	と	15	板金工事	板	25	建具工事	具
06	石工事	石	16	ガラス工事	ガ	26	水道施設工事	水
07	屋根工事	屋	17	塗装工事	塗	27	消防施設工事	消
08	電気工事	電	18	防水工事	防	28	清掃施設工事	清
09	管工事	管	19	内装仕上工事	内	29	解体工事	解
10	タイル・れんが・ブロック工事	タ	20	機械器具設置工事	機			

- ⑪ 「監理技術者番号」欄には、監理技術者資格者証を取得している者について、交付番号を記入すること。
(記入例 交付番号00010123456の場合)

0	0	0	1	0	1	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
- ⑫ 添付書類(各々該当するものを一部ずつ。コピーは原本からの鮮明なコピーであること。)
①区分欄「新規」(新規登録の場合)
住民票の原本(届出日以前3ヶ月以内のもの)+雇用関係を証する書類(2種類)のコピー+次のうち該当するもの。
・国家資格を有する者・・・資格証明書のコピー
・監理技術者資格者証を有する者・・・監理技術者資格者証(表・裏のコピー※裏面は講習修了証貼付)
・実務経験者・・・実務経験証明書
②区分欄「追加変更」(資格の追加、変更の場合)
変更等に係る国家資格資格証明書等のコピー
監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者講習(登録講習)修了証のコピー
実務経験者の場合は、実務経験証明書+雇用保険被保険者資格喪失届(在籍確認のため)
氏名に変更がある場合は、戸籍抄本の写し
③区分欄「削除」(技術者削除の場合)
添付書類は不要。
- ⑬ 提出先・お問合せ
(公財)青森県建設技術センター 〒030-0822 青森市中央3-21-9
TEL:017-718-4181(直通) 017-777-6545(代表) FAX:017-777-6646

技術職員名簿

頁 項番 3 5
数 8 1 頁

許可番号	
申請者	

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード		有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード		有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
					3	5			10	10				
1					8	2								
2					8	2								
3					8	2								
4					8	2								
5					8	2								
6					8	2								
7					8	2								
8					8	2								
9					8	2								
10					8	2								
11					8	2								
12					8	2								
13					8	2								
14					8	2								
15					8	2								
16					8	2								
17					8	2								
18					8	2								
19					8	2								
20					8	2								
21					8	2								
22					8	2								
23					8	2								
24					8	2								
25					8	2								
26					8	2								
27					8	2								
28					8	2								
29					8	2								
30					8	2								

許可番号	
申請者	

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を提出する予定がある方

許可番号 _____

申請者 _____

審査基準日 _____

記載にあたっての注意事項

- ⇒ 経営事項審査を受ける青森県知事許可業者及び県内大臣許可業者のうち、今後青森県に指名願を提出する予定のある方は、この様式を使用し、以下1、2及び3欄を全て記載してください。
- ⇒ 1欄及び2欄の合計(重複計上しない)が50人以上の場合は、3欄の「G建設業に従事する職員数合計」欄のみ記載してください。

1. 建設業に従事する技術職員数

- A 技術職員名簿記載人数 人
- B 技能者名簿記載人数 人 (うち、技術職員名簿掲載者数 B' 人)
- C CPD単位を取得した技術者名簿記載人数 人 (うち、技能者名簿掲載者数 C' 人)

2. 建設業に従事する経理資格保有職員数

経理資格保有職員名簿

- D 公認会計士等の数 人
- E 二級登録経理試験合格者等の数 人

	注1 氏名	注2 生年月日	注3 公認会計士等	二級登録経理試験合格者

- 注1 雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち、建設業に係る経理資格保有職員(役員含む)を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を()書きにしてください。
- 注2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合格者(旧一級建設業経理事務士)」のいずれかに該当する場合は、○を記入してください。
- 注3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建設業経理事務士)」に該当する場合は、○を記入してください。

3. 建設業に従事するその他職員数

その他職員名簿

- F その他職員数 人
- G 建設業に従事する職員数合計
(A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資格保有職員名簿で()書きされている職員数) 人

注4	氏名	生年月日	従事内容(複数選択可)
1			役員・庶務・経理・営業・その他
2			役員・庶務・経理・営業・その他
3			役員・庶務・経理・営業・その他
4			役員・庶務・経理・営業・その他
5			役員・庶務・経理・営業・その他
6			役員・庶務・経理・営業・その他
7			役員・庶務・経理・営業・その他
8			役員・庶務・経理・営業・その他
9			役員・庶務・経理・営業・その他
10			役員・庶務・経理・営業・その他
11			役員・庶務・経理・営業・その他
12			役員・庶務・経理・営業・その他
13			役員・庶務・経理・営業・その他
14			役員・庶務・経理・営業・その他
15			役員・庶務・経理・営業・その他

- 注4 1欄及び2欄の合計(重複計上しない)が50人以上の場合、記載不要です。
1欄及び2欄の合計が50人未満の場合、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者のうち、1欄、2欄に該当しない職員(役員含む)を1欄、2欄及び3欄の合計(重複計上しない)が50人になるまで記載してください。

建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を提出する予定のない方

許可番号 _____

申請者 _____

審査基準日 _____

記載にあたっての注意事項

- ⇒ 経営事項審査を受ける青森県知事許可業者で、今後青森県に指名願を提出する**予定のない方**は、この様式を使用し、以下の「建設業に係る経理資格保有職員数」について記載してください。
- ⇒ この様式で確認を受けた後、青森県に指名願を提出することとなった場合は、改めて「青森県へ指名願を提出する予定のある方」の様式で確認を受ける必要があります。

建設業に従事する経理資格保有職員数

経理資格保有職員名簿

公認会計士等の数 人

二級登録経理試験合格者等の数 人

注1	注2	注3		
氏名	生年月日	公認会計士等	二級登録経理試験合格者	

- 注1 雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち、建設業に係る経理資格保有職員(役員含む)を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を()書きにしてください。
- 注2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合格者(旧一級建設業経理事務士)」のいずれかに該当する場合は、○を記入してください。
- 注3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建設業経理事務士)」に該当する場合は、○を記入してください。

業種別技術職員コード表 1/4

コード	資格区分	建設業の種類																																	
		土	石	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	構	筋	舗	し	板	刀	塗	防	内	機	能	通	園	井	具	水	消	清	解			
001	法第7条第2号 イ 該当 (指定学科卒業+実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
002	法第7条第2号 ロ 該当 (10年の実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
003	法第15条第2号 ハ 該当 (同号イと同等以上)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
004	法第15条第2号 ハ 該当 (同号ロと同等以上)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
005	令第28条該当 (主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
建設業法 (技術検定)	111	1級建設機械施工管理技士	5	5			5	5							5																				
	11A	1級建設機械施工管理技士 (附則第4条該当)	5	5			5	5							5																				
	212	2級建設機械施工管理技士 (第1種~第6種)	2	2			2	2							2																				
	21B	2級建設機械施工管理技士 (第1種~第6種) (附則第4条該当)	2	2			2	2							2																				
	113	1級土木施工管理技士	5	5			5	5	5					5	5			5										5					5		
	11C	1級土木施工管理技士 (附則第4条該当)	5	5			5	5	5					5	5			5										5					5		
	214	2級土木施工管理技士	種別	土 木	2	2	2	2					2	2	2																2		2		
	21D			土木 (附則第4条該当)	2	2	2	2					2	2	2																	2		2	
	215			鋼構造物塗装																			2												
	216			薬液注入				2	2																										
	21E	薬液注入 (附則第4条該当)				2	2																												
	120	1級建築施工管理技士				5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		5			5					5		
	12A	1級建築施工管理技士 (附則第4条該当)				5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		5			5					5		
	221	2級建築施工管理技士	種別	建 築	2																													2	
	222			駆 体	2	2	2					2	2	2																				2	
	22B			駆体 (附則第4条該当)	2	2	2					2	2	2																					2
	223	仕 上 げ				2	2		2	2					2				2	2	2	2	2		2										
	127	1級電気工事施工管理技士																5																	
	228	2級電気工事施工管理技士																2																	
	129	1級管工事施工管理技士																5																	
	230	2級管工事施工管理技士																2																	
	131	1級電気通信施工管理技士																																	5
	232	2級電気通信施工管理技士																																	2
133	1級造園施工管理技士																																	5	
234	2級造園施工管理技士																																	2	
建築士法	137	1級建築士															5																	5	
	238	2級建築士															2																		
	239	木造建築士															2																		
技術士法	141	建設・総合技術監理 (建設)	5	5			5	5						5														5					5		
	14A	建設・総合技術監理 (建設) (附則第4条該当)	5	5			5	5						5														5					5		
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)	5	5			5	5						5														5					5		
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」) (附則第4条該当)	5	5			5	5						5														5					5		
	143	農業「農業農村工学」・総合技術監理 (農業「農業農村工学」)	5	5			5	5																											
	14C	農業「農業農村工学」・総合技術監理 (農業「農業農村工学」) (附則第4条該当)	5	5			5	5																											
	144	電気電子・総合技術監理 (電気電子)																5															5		
	145	機械・総合技術監理 (機械)																																5	
	146	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理 (機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」)																	5															5	
	147	上下水道・総合技術監理 (上下水道)																																5	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上水道及び工業用水道」)																																5	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	5	5			5	5							5																				
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」) (附則第4条該当)	5	5			5	5							5																				
	150	森林「林業・林産」・総合技術監理 (森林「林業・林産」)																																5	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)	5	5			5	5																										5	
15A	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」) (附則第4条該当)	5	5			5	5																										5		
152	衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)																																		
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)																																5		
154	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物・資源循環」)																																5		
電気工事士法	155	第1種電気工事士															2																		
	256	第2種電気工事士 [3年]															1																		
電気事業法	258	電気主任技術者 (第1種~第3種) [5年]															1																		
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 [5年]																															1		
	235	工事担任者 [3年]																															1		
水道法	265	給水装置工事主任技術者 [1年]																1																	
消防法	168	甲種消防設備士																															2		
	169	乙種消防設備士																																2	

業種別技術職員コード表 2/4

コード	資格区分	建設業の種類																										
		土	建	左	と	石	屋	電	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	壁	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	解	
171	建築大工（1級）		2																									
271	建築大工（2級）		1																									
164	型枠施工（1級）		2	2	2																							
264	型枠施工（2級）		1	1	1																							
16B	型枠施工（1級）（附則第4条該当）		2	2	2																							
26B	型枠施工（2級）（附則第4条該当）		1	1	1																							
172	左官（1級）			2																								
272	左官（2級）			1																								
157	とび・とび工（1級）				2	2																					2	
257	とび・とび工（2級）				1	1																						1
15B	とび・とび工（1級）（附則第4条該当）				2	2																						
25B	とび・とび工（2級）（附則第4条該当）				1	1																						
173	コンクリート圧送施工（1級）				2	2																						
273	コンクリート圧送施工（2級）				1	1																						
17A	コンクリート圧送施工（1級）（附則第4条該当）				2	2																						
27A	コンクリート圧送施工（2級）（附則第4条該当）				1	1																						
166	ウェルポイント施工（1級）				2	2																						
266	ウェルポイント施工（2級）				1	1																						
16C	ウェルポイント施工（1級）（附則第4条該当）				2	2																						
26C	ウェルポイント施工（2級）（附則第4条該当）				1	1																						
174	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管（1級）								2																			
274	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管（2級）								1																			
175	給排水衛生設備配管（1級）								2																			
275	給排水衛生設備配管（2級）								1																			
176	配管（注1）・配管工（1級）								2																			
276	配管（注1）・配管工（2級）								1																			
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）							2	2					2														
270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）							1	1					1														
177	タイル張り・タイル張り工（1級）								2																			
277	タイル張り・タイル張り工（2級）								1																			
178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）								2																			
278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）								1																			
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）						2		2																			
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）						1		1																			
180	石工・石材施工・石積み（1級）							2																				
280	石工・石材施工・石積み（2級）							1																				
181	鉄工（注2） ^{せいこう} ・製籠（1級）									2	2																	
281	鉄工（注2） ^{せいこう} ・製籠（2級）									1	1																	
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）										2																	
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）										1																	
183	工場板金（1級）													2														
283	工場板金（2級）													1														
184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）						2							2														
284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）						1							1														
185	板金・板金工・打出し板金（1級）													2														
285	板金・板金工・打出し板金（2級）													1														
186	かわらぶき・スレート施工（1級）						2																					
286	かわらぶき・スレート施工（2級）						1																					
187	ガラス施工（1級）														2													
287	ガラス施工（2級）														1													
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）														2													
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）														1													
189	建築塗装・建築塗装工（1級）														2													
289	建築塗装・建築塗装工（2級）														1													

職業能力開発促進法

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

出 向 協 定 書

例示

令和 年 月 日

出向元(甲)

印

出向先(乙)

印

出向社員の氏名・所属・職名・出向期間等

①氏名 (社員コード)	生年月日	甲における 所属・職名	出向期間	乙における勤務箇所 ・職名
			平成・令和 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日 まで	
従事する業務の内容			乙が甲に支払う金員(①及び②)	
			① 負担金月額	② 超過勤務手当、夜勤手当
			超過勤務手当、夜勤手当として乙が甲に支給した額	

②氏名 (社員コード)	生年月日	甲における 所属・職名	出向期間	乙における勤務箇所 ・職名
			平成・令和 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日 まで	
従事する業務の内容			乙が甲に支払う金員(①及び②)	
			① 負担金月額	② 超過勤務手当、夜勤手当
			超過勤務手当、夜勤手当として乙が甲に支給した額	

③氏名 (社員コード)	生年月日	甲における 所属・職名	出向期間	乙における勤務箇所 ・職名
			平成・令和 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日 まで	
従事する業務の内容			乙が甲に支払う金員(①及び②)	
			① 負担金月額	② 超過勤務手当、夜勤手当
			超過勤務手当、夜勤手当として乙が甲に支給した額	

雇 用 契 約 書

被 用 者	フリガナ		生年月日	昭和 平成	年 月 日
	氏 名				
	本 籍 地				
	現 住 所				

契 約 条 項		賃 金	
雇用期間	1. 期間の定めなし 2. 雇用期間 平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで		
従事する業務の種類		基本給	月給 日給 円
(会社住所) 就業の場所		手 当	円
就業の時間	午前 時 分から 午後 時 分まで	計	円
その他	割増賃金の率 割 分	休憩時間	
	賃金締め切日 日 賃金支払い日 日		
上記以外の労働条件は就業時間規則（又は、労働基準法）による。			
令和 年 月 日			
雇 用 主			(印)
被 用 者			(印)

- 注
1. 雇用期間欄のうち、雇用期間に定めがないものは入社日を記入のこと。
 2. 手当欄は基本給以外に、毎月支給される手当があれば、記入のこと。
 3. 太枠の中は必ず記入のこと。

書類提出から書類審査完了までおおよそ1ヶ月かかるため、社会保険関係等資料が揃っていない場合であっても不足書類以外を早めに提出してください。不足書類が届き次第、郵送又はFAXにてお送りいただければ対応可能です。但し、後から不足書類を送る場合、最初の資料送付日、許可番号、追加書類であることを記載してください。

通番	提出書類	チェック項目	チェック欄 (手書き)	部数
共通	1	技術職員名簿及び その他職員名簿内容確認願	申請月日、郵便番号、住所、電話、FAX番号、許可番号、審査基準日等漏れがないか 審査基準日及び経審を受けようとしている業種に誤りはないか	1
	2	技術職員名簿 (審査基準日時点で雇用保険 被保険者資格取得日から6ヶ月と1日を超えている者)	新規掲載者は今回初めて載せる方か(以前一度でも載った方は対象外) 審査基準日時点での満年齢が記載されているか 若い方から年齢順に記載されているか 「技術職員名簿」表題下のページ数が記入されているか(1ページ目「001」、2ページ目「002」) 該当者は経過措置コード(アルファベットを含むコード)を記載しているか(手引きP23参照)	2
	3	建設業に従事する その他職員等確認票	許可番号(00又は02-6桁)、審査基準日、従事内容に誤りや記載漏れはないか 人数の記載、合計に誤りはないか 青森県に指名願いの予定がある場合「指名願い提出予定有り」の様式を使用し「3.建設業に従事するその他職員数」に人数等の記載及び従事内容の記載がされているか(※その他職員数が0人の場合はF欄を0で記載する) 青森県に指名願いを提出しない場合「指名願い提出予定無し」の様式を使用しているか	2
	4	CPD単位を取得した技術者名簿	掲載者がいない場合は作成不要。提出する場合は8の書類を提出	2
	5	技能者名簿	掲載者がいない場合は作成不要。提出する場合は9の書類を提出 提出の有無に○ →	有 無 2
	6	技術職員等資格の写し (合格証明書、免状、実務経験証明書等) 監理技術者資格者証 及び講習修了証	・審査基準日前に交付されているか ※前年度と同一の資格で有効期間の定めがないものは提出不要 審査基準日時点でもにも有効期限内か(5年更新) 記載されている交付番号に間違いはないか	1
	7	経理事務士等資格の写し	経営事項審査の手引き P30 参照	1
	8	CPD単位取得証明書	審査対象年度内にCPD単位を取得した場合は添付する	1
	9	※5.技能者名簿有の場合 作業員名簿 能力評価(レベル判定)結果通知書	審査基準日時点で稼働している工事又は審査基準日以前3年間に完成した工事のうち最新のもの ※いずれもない場合は添付不要(改めて作成する必要はありません) 技能者名簿に技能レベル向上者がいる場合は添付する	1
	10	返信用封筒	宛名を記載し120円切手を貼付したA4サイズのものか (切手料金が不足が生じる場合は「不足分受取人払」で送付させていただきます)	1
	11	委任状	代理申請する場合に添付する(行政書士が代理申請する場合は、経営事項審査申請書に添付する委任状の写しでも可)	1
主 個 の 場 合 合 業	12	所得税の確定申告書の写し (申告書B第一表、第二表)	税務署の收受印、税理士の判、電子申請のデータ詳細等はあるか 専従者がいる場合、金額、従事月数等の記載がされているか	1
法 人 の 場 合	13	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書の写し(なるべく最近のもの)	1
	14	役員報酬欄写し(決算書の⑭) (役員が通番2~5の名簿に 掲載されている場合)	審査基準日までの決算書のものか 常勤、非常勤の記載がされているか	1

↓ 以下、常勤確認書類は、通番2~5の各名簿に掲載されている方の分を提出してください。

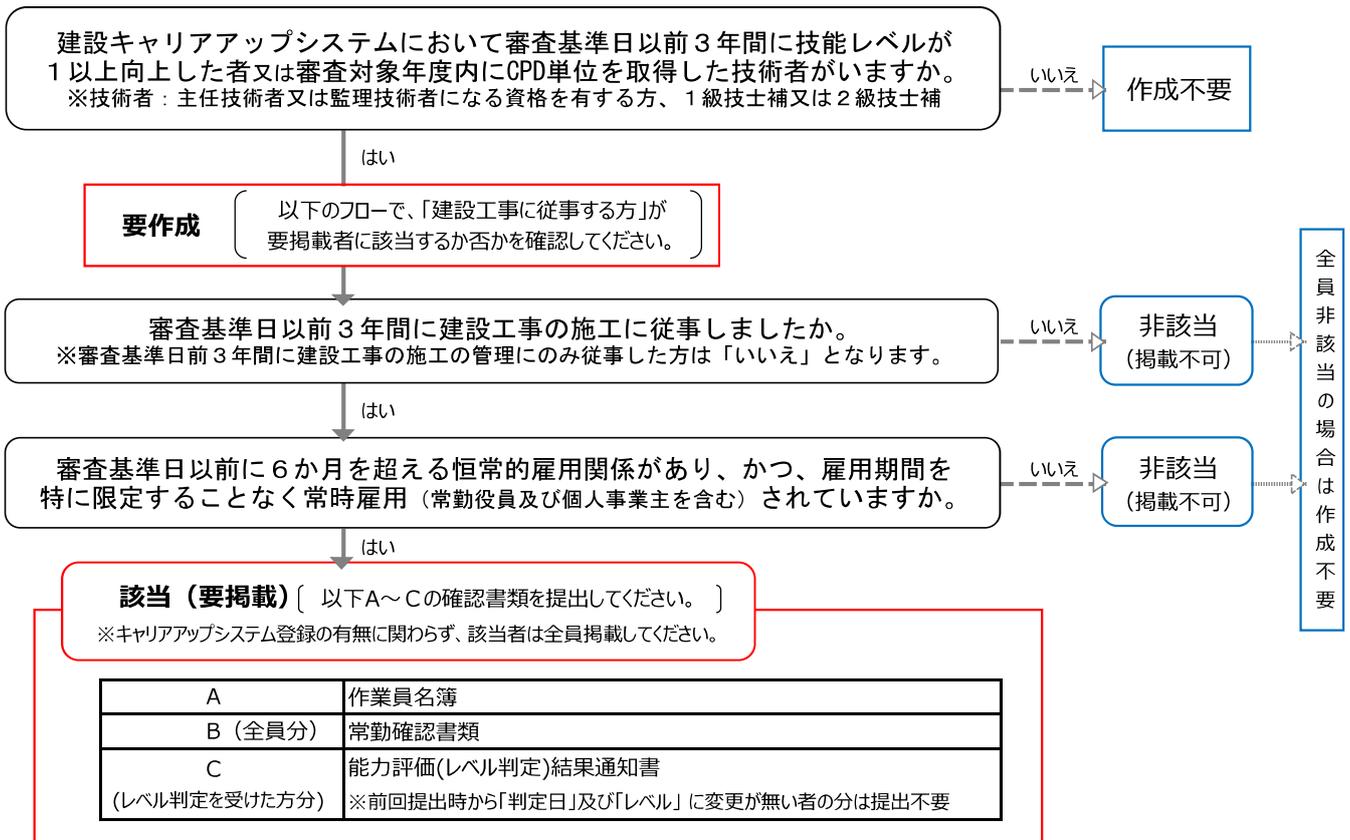
共通	15	雇用保険資格喪失届の写し	書類申請時に原本から直接コピーをとったものか。白黒A4で端が切れないようにコピーしているか。(縮小、拡大はしない・カラー・PDF・スキャン不可) ※原本からお取りいただけない場合は虚偽申請の対象となりますのでご注意ください ※審査基準日以降に離職した場合は「資格喪失確認通知書」の写しを提出	1
	16	社会保険標準報酬 決定通知書の写し	直近のもの。 審査基準日が4月以降又は建設技術センターへの提出が7月以降の場合は原則その年の書類(書類の提出から審査まで最大1ヶ月程度かかるため、後日最新の資料を求めることがあります) ※算定基礎届提出後に雇用された者に関しては「資格取得確認通知書」の写しを提出	1
		(社会保険がない場合) 住民税特別徴収額通知書 の写し	直近のもの(事業主通知用) 社会保険が二以上事業の方はこちらの書類も添付	
		社保、住民税どちらもない場合	常勤確認資料の優先順位表参照(経審手引きP105)	

- ・個人番号(マイナンバー)が記載されている書類には黒塗りで提出してください。
- ・資料ごとにまとめ、それぞれ名簿順に並べてください。
- ・行政書士による代理申請をする場合は、青森県建設業ポータルサイト「行政書士による建設業許可申請等の代理申請について」をご確認ください。

名簿作成チェックフロー

※CPD単位を取得した技術者名簿及び技能者名簿は、作成不要となった場合でも、名簿の提出が不可となるものではありません。
希望する場合は名簿の内容確認を行いますので、名簿及び確認書類を（公財）青森県建設技術センターに提出してください。

技能者名簿 以下のフローにより、技能者名簿作成の要否を確認してください。



CPD単位を取得した技術者名簿 以下のフローにより、CPD単位を取得した技術者名簿作成の要否を確認してください。

